

定例会議の開催状況

第1 開催日時

令和8年2月26日（木） 午後0時50分～午後5時45分

第2 開催場所

公安委員会室

第3 出席者

1 公安委員会

上枝委員長、岡委員、大石委員

2 警察本部

本部長、警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、
首席監察官、情報通信部長、公安委員会補佐官

3 陪席

総務課長

第4 委員説示

委員から、「42年前に滋賀県日野町で発生した強盗殺人事件で無期懲役が確定していた元被告の再審開始が決定した旨のニュースを拝見した。報道によると、事件当時の写真のネガフィルムが証拠開示され、その証拠物から、引き当たり捜査の中で警察官が元被告を誘導した可能性があるとして、再審に至ったようである。現在、刑事訴訟法の改正が議論されており、おそらく、再審における証拠開示の範囲は広がると思われるので、引き続き、後々の検証に耐えられるような緻密かつ適正な捜査に努めていただきたい」旨の発言があった。

第5 議題事項

公益財団法人香川県暴力追放運動推進センターに対する監査の結果等について

県警察から、監査委員が、地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和7年度財政援助団体等の監査結果について、同条第9項の規定により提出を受けたので、これに基づき同条第14項に規定する措置を講じ同委員に通知する旨の説明があり、審議の上、了承した。

委員から、「今回の監査結果では、「支払伺いの決裁書類に支払金額等の根拠となる書類の添付が無かったにもかかわらず、決裁権者において

支払決定をして、その結果、支払額が過大になっているものがあった」などと指導を受けているようだが、非常に初歩的なミスだと思う。再発防止のためには、指導を行うだけではなくて上位の者によるチェック機能の強化等、しっかりとしたシステム作りが必要だと思う」旨の発言があった。

第6 報告事項

1 令和8年全国優秀警察職員表彰被表彰者の決定について

県警察から、令和8年全国優秀警察職員表彰の被表彰者が決定した旨の報告があった。

委員から、「警察人生36年余りのうち、33年余りを警備部門に従事されたということで、同僚等からの信頼も厚く、また、数多くの部下も育成してこられた唯一無二の存在であることが推察される。このような方が表彰されるということは、非常に喜ばしいことである」旨の発言があった。

2 令和8年1月中の苦情申出の受理・処理状況及び感謝事例について

県警察から、令和8年1月中の苦情申出の受理・処理状況等について報告があった。

委員から、「これまでの苦情の受理や処理の報告を受けていると、現場で活動する警察官は、情報らしい情報がない中で、様々な事情を有する方々の対応を行わなければならない、大変苦勞していることがうかがい知れる」、「苦情申出に対する事実確認やその措置については、適切かつスピーディーに対応ができていると思う」旨の発言があった。

3 令和7年中における街頭防犯カメラシステムの活用状況等について

県警察から、街頭防犯カメラシステムの運用に関する規程に基づき、令和7年中におけるデータの活用状況等について報告があった。

委員から、「高松北警察署及び丸亀警察署管内に38基の街頭防犯カメラを設置しているが、設置場所の変更等を行っているのか」旨の発言があり、県警察から、「設置場所の変更は行っていない。街頭防犯カメラは、犯罪の検挙・抑止に非常に有用であり、本年度予算で新たにサンポート高松周辺に設置することとしている。今後も、街の移り変わりや人流を考慮しながら街頭防犯カメラの増設や設置場所の変更等についても検討していきたい」旨の説明があった。さらに、委員から、「統計資料によると、刑法犯認知件数が増加する中で、街頭防犯カメラを設置しているエリアの犯罪認知件数は、おおむね横ばい状態のようだが、これは防犯

カメラの効果だけではなく、県警察が繁華街を中心とした街頭活動を強化してきた成果の表れだと思う」、「効果検証した結果、街頭防犯カメラ設置前後では、そのエリアでの刑法犯認知件数が減少しており一定の成果が表れていることが分かる。引き続き、現在設置している街頭防犯カメラを有効活用していただきたい」旨の発言があった。

4 令和7年中の人身安全関連事案の現状と今後の対策について

県警察から、令和7年中に県警察が認知した人身安全関連事案については、ストーカー事案が158件（前年比－25件）、DV事案が612件（同－12件）、児童虐待事案は通告児童数975人（同－88人）、行方不明事案は690件（同－56件）といずれも減少した旨の報告があった。

委員から、「DVや児童虐待等の人身安全関連事案は、家庭内という社会から離れた場所で発生することが多いことから事前に対策を講じることは難しく、早期の発見・対応が鍵となる。警察等の関係機関の者が、このような事案に気付いてくれることで被害者は救われると思うので、引き続き、この種の事案については、緊張感をもって対応していただきたい」、「ストーカーやDVについては、あらゆる法令を駆使して事件化に努めているということは承知した。なお、警察からストーカー加害者に対する連絡及び治療等の有用性の教示を行っているようだが、大きな事件に発展する前にこのような対策を講じることは、非常に効果的だと思う」旨の発言があった。

第7 決裁

- 1 公安委員会定例会議会議録の作成及び公表について
（令和8年1月15日及び同月22日開催分）
- 2 公安委員会電話会議会議録の作成について
（令和8年2月3日開催分）
- 3 公安委員会宛て苦情受理報告について
- 4 公安委員会宛て意見・要望等処理結果について

第8 その他

- 1 観音寺警察署協議会への陪席について

委員から、令和8年2月18日開催の令和7年度第4回観音寺警察署協議会に陪席した所感として、「観音寺警察署協議会は、協議会委員と警察の関係が構築されているようで打ち解けた雰囲気の中で協議会が開催されていた。また、会長が適宜委員に意見を求めるなど会議を上手く進行しており、非常に活発な意見が挙がっていたことが印象的である。委員か

らは、「本年4月から自転車利用者を対象に交通反則通告制度（青切符制度）が導入されるが周知が不十分ではないか」という意見や「高校生等の若者は紙ベースの資料はほとんど読まないと思うので、例えば、パンフレットや紙ベースの資料に二次元バーコードを貼付した方が良いのではないか」と具体的な提言も寄せられていた。やはり、広報啓発の対象者に応じて周知方法も検討することが大事だと再認識した。また、会長から、先日、県警察本部で開催された令和7年度警察署協議会代表者会議の開催結果について紹介があり、今年から新たに取り入れたグループ別意見交換会は、他の協議会会長と様々な意見交換ができて貴重な時間となったなどと非常に好評だったようだ」旨の発言があり、県警察から、「令和8年4月1日から導入される自転車の交通反則通告制度については、自転車の利用頻度が多い高校生等を対象に更なる周知を図る必要があると考えている。今の若者は、スマートフォンを利用する頻度が多いので、県警察としては、ヨイチメール、県警アプリ「ヨイチポリス」及び県警察のホームページに自転車ルールブックに関するURLを貼付するなど、様々な方法で広報啓発活動に努めている。引き続き、対象者に応じた周知活動及び分かりやすい情報発信に努めていく」旨の説明があった。

2 小豆警察署協議会への陪席について

委員から、令和8年2月19日開催の令和7年度第4回小豆警察署協議会に陪席した所感として、「協議会の中で特に印象に残っている話題が、「南海トラフ地震等への対応」についてである。協議会委員から、「災害発生時には、地域全体の停電も予想されるが警察署は非常用発電機が備えられていることから地域住民が避難先として集まってくることを予想される。しかし、発災時には警察官も災害対応を行わなければならない、また、警察署には、様々な個人情報や捜査情報等が保有されていることから、避難場所として開放したり、避難してきた住民の対応は基本的にできないと思うので、これまで以上に住民に対して周知した方がいいのではないか」旨の意見が寄せられていた。委員の発言のとおり、災害発生時には、警察署に避難や助けを求めてくる住民もいると思うが、そのような住民に対して、「ここは避難場所ではありません」などと、強く言えないと思うので、やはり、平素から地域住民に対して、災害発生時の避難場所等について十分に周知する必要があると再認識した」旨の発言があり、県警察から、「阪神淡路大震災の際、警察署に飛び込んできた住

民の方々もいたようで、一時的に警察職員が傷病等の程度について確認は行うものの、やはり、最寄りの避難場所を案内したという話を聞いたことがある。委員の御指摘のとおり、発災した直後、警察署に来られた方を追い返すようなことができないと思う。警察署では、これまでも自治体等の関係機関と連携して地域住民に対し、避難場所等を周知してきたところであるが、引き続き、あらゆる機会を捉えて、災害に対する備えについて広く周知に努めていく」旨の説明があった。

また、協議会終了後に建設中の福田駐在所を視察した所感として、「警察署協議会委員とともに、移転新築中の福田駐在所を視察した。旧福田駐在所に比べて居住スペースが狭くなっていたが、何か理由があるのか」旨の発言があり、県警察から、「近年では、駐在所に家族同伴で入所し、そこで子育てを行う警察官も少ない現状にある。広い居住スペースを確保・維持していくとなると費用もかかることから、最近では、県内でも駐在所を立て替える際にはコンパクト化している」旨の説明があった。

3 高松西警察署協議会への陪席について

委員から、令和8年2月24日開催の令和7年度第4回高松西警察署協議会に陪席した所感として、「協議会は非常に和やかな雰囲気で行われており、交通関係の話題が多かった。その中で、高校生の子供を持つ協議会委員から、今春から自転車の交通違反者にも交通反則通告制度が導入されることで、学校内に関連のポスターを掲示するなど、これまで以上に生徒に対する周知活動を強化してほしいという意見が挙がっていた。間もなく、この制度が適用されることとなり、教育現場でも話題に挙がる機会も増えると思うので、引き続き、工夫を凝らし、あらゆる機会を利用した広報啓発活動に努めていただきたい」旨の発言があった。

また、協議会終了後に移転新築中の国分寺交番を視察した所感として、「移転先の国分寺交番は、高松市国分寺総合センターの近くに位置するなど利便性が良く、建物や敷地も十分な広さがある。新たな国分寺交番は、高松西警察署から離れた場所にあるため、管内における重要な警察活動の拠点になると思った」旨の発言があった。

4 最近の好事例事案の紹介について

県警察から、「先日、県外に居住する高校生が行方不明となり、その者が香川県内に滞在している可能性がある」と他の県警察から連絡が入り、当県でも行方不明事案の対応に当たった。最悪の事態も想定された中、当県では、事案認知直後から、刑事部、生活安全部、警備部、サイバー

対策課、警察署、他の県警察が緊密に連携した対応を行うことができ、最終的には、高校生を無事に保護することができた。今回は、部門間が連携して迅速な対応を行った結果、スピード解決につながったと感じている」旨の報告があった。

5 令和9年度政府予算等に関する政策提案・要望の概要について

県警察から、政府予算等に関する政策提案・要望については、毎年6月、知事及び県議会の正副議長が、関係府省庁の政務三役等に対して実施している旨の報告があった。

6 令和7年中における遺失・拾得物の取扱状況について

県警察から、令和7年中における遺失・拾得物の取扱状況について報告があった。

7 KBN株式会社との「地域安全に関する協定」の締結について

県警察から、KBN株式会社及び坂出警察署は、地域住民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指すため、3月13日、「地域安全に関する協定」を締結する旨の報告があった。

8 特定商取引等事犯の相談受理状況等について

県警察から、近年の特定商取引等事犯の相談受理状況等を公表することにより、防犯意識の高揚を図るとともに警察への迅速な届出を呼び掛ける旨の報告があった。

9 ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく禁止命令等の実施状況について

県警察から、令和8年1月中のストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく禁止命令等の実施状況について報告があった。

10 公安委員会宛ての意見・要望等の受理及び調査結果報告について

県警察から、公安委員会宛ての意見・要望等を受理した旨及び調査した結果について報告があり、審議の上、今後の措置を決定した。

11 運転免許の取消し等の審議について

県警察から、運転免許の取消し等に係る意見の聴取等について報告があり、審議の上、処分内容を決定した。

12 行政処分の状況について

県警察から、令和8年1月分の運転免許に係る行政処分の状況について報告があった。

13 人事案件について

県警察から人事案件について報告があった。